

各都道府県支部会長 会員道場主の皆さんへ

# 道場災害賠償責任補償制度

2018年度 満期更新手続のご案内

施設所有(管理)者賠償責任保険



#### 申込締切日

2018年11月26日(月)

#### 補償期間

2018年12月1日午後4時～2019年12月1日午後4時

#### お申込方法

同封の申込要領をご参照の上、別紙郵便振替用紙に詳細(表面を必ずご記入ください)をご記入の上、申込締切日までに郵便局にてお申し込みください。

#### 保険契約者

一般財団法人 全日本剣道道場連盟

#### 引受保険会社

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

# もしもの時の備えは十分ですか？

—熱中症対策はなされていますか?—

## この補償制度でお支払いの対象となる事故と事例

### ① 指導者の管理ミスによる事故

- ・十分な換気を行わずに剣道の練習を行い、門下生が熱中症になってしまった
- ・剣道の練習中、十分な水分補給を促さなかったため門下生が熱中症になってしまった

※指導者の管理責任がある場合にお支払いの対象となりますので、熱中症になったからといって必ずしもお支払いできるとは限りません。

### ② 指導者の指導ミスによる事故

- ・剣道の練習中に指導ミスがあり、門下生がケガをしてしまった
- ・指導ミスにより門下生が他の門下生の物を壊してしまった

### ③ 施設そのものの構造上の欠陥による事故

- ・道場の照明器具等が落下し門下生にケガを負わせてしまった

### ④ 施設そのものの管理上の不備による事故

- ・道場の清掃が不十分でガラスの破片で門下生、保護者がケガをした

- ・この保険は上記のような事故により他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償いたします。
- ・スポーツ傷害保険等とは異なり、単に門下生や指導の方々ご自身の不注意によるケガで道場主に何ら法律上の責任の無い場合は補償されません。
- ・また、スポーツにはある程度の危険が伴います。  
ルールに従って練習・試合をしている限り損害賠償請求する事は困難と考えられます。

## ・剣道における熱中症

「熱中症」とは暑熱環境で発生する障害の総称で、熱失神、熱疲労(熱ひはい)、熱射病、熱けいれんに分けられます。

場合によっては死に至ることもある大変危険な内科的疾患です。

熱中症での死亡例は、屋外の太陽の下で長時間にわたって練習が行われる競技に多く発生し、特に野球やサッカー、陸上での発生が多数報告されています。

しかし、屋内競技でみると、残念なことに最も発生例が多い競技は剣道です。

近年では、死亡まで至らなくても医療機関を受診している例は年間数百件に及んでいるとみられています。

## ・剣道での近年の事故

近年では、熱中症対策は指導者の義務の一つであることも明確とされています。

過去発生した熱中症の事故では「剣道の部活動中に熱中症で倒れて死亡した際に、適切な救護措置を取らなかった」として、指導者の教諭が責任を問われ行政処分を受けました。その事故では、指導者は生徒が倒れた後も、扇風機で風をあてていたのみの対処しか行わず、救急車を呼んだのも約2時間後だったそうです。

厳しい稽古は、剣道の競技特性の一つとして数えることはできますが、そうであれば、内容に適ったリスクマネージメントが必要であることは当然のことといえます。残念なことに室内競技で最も熱中症の事故が多い剣道において、その情報が隅々まで伝達され、実行されているとは言いきれないのが現状です。

## ・剣道で熱中症が起こりやすい要因とは

熱中症は、熱失神、熱疲労、熱けいれん、熱射病などの主に暑熱環境下で発生する障害を指す総称です。

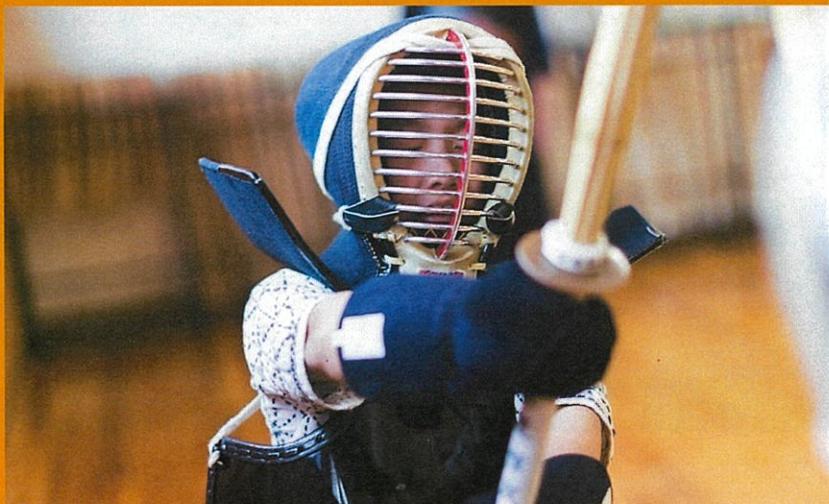
その発生原因は、次の2つです。

1. 暑熱環境下での運動によって体温が異常に上昇する

2. 汗により体の水分と塩分が失われてしまう

剣道の稽古には、原因となるこの2つが増強されてしまう競技特性があります。

(参考：一般財団法人 全日本剣道連盟ホームページより)



# 施設所有(管理)者賠償責任保険 (対人・対物共通限度額) 1事故につき1億円まで

## お支払いする保険金の種類

- ・損害賠償金
- ・緊急費用(応急手当、病院への護送費用など)
- ・争訟費用(弁護士報酬など)
- ・求償権保全・行使費用

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような賠償責任を被保険者が負担する場合の損害については、保険金をお支払いしません。

1. 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
2. 戦争(宣戦の有無を問いません)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議に起因する賠償責任
3. 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
4. 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
5. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
6. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
7. 被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
8. 排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
9. 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・溢出による財物の損壊に起因する賠償責任〔特約を付帯することにより、お支払いすることができます。〕
10. 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
11. 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
12. 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

## 事故が発生したときは

万一事故が発生した場合には、直ちに弊社または取扱代理店にご連絡の上、その後の処理についてご相談ください。  
また、被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。その際に弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの請求に対して、その解決にあたるための助言、協力をすることができます。  
正当な理由がなくご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※このチラシは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
※取扱代理店の損害保険募集人は、保険契約の締結権を有しております。

### ・お申込みの前に別紙「重要事項説明書」を必ずお読みください。

賠償責任保険(企業用)普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款

\*道場災害賠償責任補償制度についてのご不明な点やご質問は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社イースタン・エージェンシー  
担当者 木下 環  
〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-5 三銀ビル506  
TEL 03-3584-0910(受付時間:月~金 9:00~17:00)  
FAX 03-3584-0912

### 引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 中央統括支店  
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29  
ガーデンシティ品川御殿山  
TEL 03-6364-7080(代)  
[www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)

CHUBB